



宮崎労働局発表
平成29年7月5日



報道関係者各位

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室

室長 桑原 光照

監理官 上田 徹也

指導官 中武 千鶴

(電話) 0985-38-8821

設定目標は配置、育成、評価・登用に関する事項が最も多い！！

～女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の取りまとめ・結果～

宮崎労働局（局長 元木賀子）では、平成28年4月1日から施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく届出のあった一般事業主行動計画策定届について、平成29年6月末日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

集計結果の概要（詳細は別添資料1のとおり）

【達成しようとする目標の設定状況】（資料1の3（1））

- 達成しようとする目標の設定状況では、「④配置・育成・教育訓練／評価・登用」に関する事項を目標として設定する割合が31.4%で最も高く、次いで「②継続就業・職場風土」に関する事項が24.7%、「③長時間労働の是正に関する事項」が20.0%、「①採用」に関する事項が17.6%、「⑤多様なキャリアコース」に関する事項が6.3%となっている。

【目標別具体的取組内容】（資料1の3（2））

- 「①採用に関する事項」では、「イ女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的な広報」を目標として設定する割合が62.2%で最も高い。
- 「②継続就業・職場風土に関する事項」では、「ウ利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底」を目標として設定する割合が31.7%で最も高い。
- 「③長時間労働の是正に関する事項」では、「イ組織全体・部署ごとの数値目標の設定と徹底的なフォローアップ」を目標として設定する割合が41.2%で最も高い。
- 「④配置・育成・教育訓練／評価・登用に関する事項」では、「ア従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与」を目標として設定する割合が32.5%で最も高い。
- 「⑤多様なキャリアコースに関する事項」では、「ウ非正規社員から正社員への転換制度の積極的運用」を目標として設定する割合が62.5%で最も高い。

宮崎労働局では、本年度は、義務企業に対し状況把握と目標の設定、進捗状況の確認を行うとともに、引き続き、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業に対する「えるぼし」認定について働きかけ、300人以下の努力義務企業に対しても助成金等の活用により女性活躍推進を促すこととしています。さらに、一般事業主行動計画及び情報の公表は、就職活動中の学生など求職者などが各事業主の女性の活躍推進に向けた姿勢や取組などを速やかに知ることができ、また事業主間で効果的な取組などを情報共有し、社会全体の女性の活躍が推進されるよう「女性の活躍・両立支援総合サイト」への掲載を推奨してまいります。

【添付資料】

以下の[各項目](#)をクリックすると詳細が確認できます。

- 1 [資料「宮崎県内に本社を持つ企業が策定した「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」の状況について」](#) (PDF ファイル;550KB)
- 2 [パンフレット「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！！」](#) (本省 HP へリンク)
- 3 [リーフレット「女性の活躍・両立支援総合サイト\(女性の活躍推進企業データベース\)」](#)
(本省 HP へリンク)